別記様式第８号（第９条関係）

　　年　　月　　日

大竹市下水道排水設備指定工事店変更届

大竹市長　　様

指定工事店番号　　　　第　　　　　　号

指定工事店名（商号）

代表者氏名

１　指定工事店に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 異動事項 | 新 | 旧 |
| 指定工事店名（） |  |  |
|  |  |
| 代表者 |  |  |
|  |  |
| 営業所所在地 | 〒 | 〒 |
|  |  |
|  |  |
| ℡　　　　　－　　　　　－ | ℡　　　　　－　　　　　－ |

　（注）添付書類については、裏面をご覧ください（電話番号の異動についての添付書類は不要）。

２　選任責任技術者に関する事項

選任する下水道排水設備工事責任技術者に異動があったときは、選任責任技術者名簿（別記様式第３号）及び同名簿に添付する書類を提出してください。

３　添付書類の特例の要件に関する事項（該当する異動事項の番号を○で囲むこと。）

|  |  |
| --- | --- |
| 異動事項 | １　「連携市町以外の市町内」又は「指定を受けていない連携市町内」へ営業所を移転させた。２　営業所を置いている連携市町から受けていた指定の効力が失われたこと。 |
| 添付書類 | １　営業所（事務所及び倉庫）の平面図及び写真並びに付近見取図（別記様式第１号―２）２　誓約書（別記様式第２号）３　法人にあっては、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書、個人にあっては、住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し４　設備及び機材証明書（別記様式第４号） |

（注）連携市町については、裏面をご覧ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　異動事項書　　　類 | 原則 | 特例 |
| 商号（組織） | 氏名（代表者） | 営業所在地 | 住居表示 | 商号（組織） | 氏名（代表者） | 営業所在地 | 住居表示 |
| 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図（様式第１-２号） |  |  | ○ |  |  |  |  |  |
| 誓約書（様式第２号） | ○ | ○ |  |  |  |  |  |  |
| 定款・登記事項証明書（法人の場合のみ） | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  |
| 住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し（個人の場合のみ） |  | ○ | ○ | ○ |  |  |  |  |
| 住居表示変更通知書 |  |  |  | ○ |  |  |  |  |
| 連携市町（本市の指定に係る営業所の所在地を管轄する連携市町に限る。）の指定工事店証の写し |  |  |  |  | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 本市の指定工事店証 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

（注１）責任技術者にあっては、原則の取扱いのみ。

（注２）住居表示（原則）の添付書類は、いずれか一つ（本市の指定工事店証を除く。）。

○　添付書類の原則・特例の区分

|  |  |
| --- | --- |
| 原則の場合 | 特例の場合 |
| 届出をする者が特例の要件のいずれかに該当しない場合 | 届出をする者が特例の要件のいずれにも該当する場合 |

○　特例の要件

⑴　届出をする者は連携市町のいずれかの区域内に営業所を有していること。

⑵　上記⑴の営業所について、その所在地を管轄する連携市町から指定を受けていること。

○　連携市町

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 市　　　町 |
| 広島県 | 広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、山県郡安芸太田町、山県郡北広島町、豊田郡大崎上島町及び世羅郡世羅町 |
| 山口県 | 岩国市、柳井市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡田布施町及び熊毛郡平生町 |